

武雄市立若木小学校 ホームページ及びブログ運用規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、武雄市立若木小学校（以下「本校」という）におけるホームページ及びブログ（以下「ホームページ」という）の運用に関係する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 ホームページは、地域や保護者、児童に対して広く情報を公開することで、本校の教育活動がより効果的に行われることを目的とする。

(責任の範囲及び運用担当者)

第3条 本校ホームページの責任は、学校長にある。

- 2 本校ホームページを利用し生じた利用者の損害については、利用者が一切の責任を負うものとし、本校の故意または重大な過失によるもの以外に本校は一切の責任を負わない。
- 3 ホームページの更新や運用にあたって、学校長は、本校の職員から運用担当者を置く。
- 4 運用担当者、担任、養護、図書担当、食育担当、育友会担当などは、ホームページへの掲載内容について、事前に学校長等（校長、教頭、教務、事務、食育担当の内3人以上）の確認を受けなければならない。
- 5 公開に当たっては、校長または教頭の最終許可を必要とする。

(運用の基本)

第4条 ホームページの運用にあたっては、教育的目的、個人情報保護、著作権に十分配慮し、佐賀県学校ホームページ運用ガイドライン、EDU-QUAKE さが”運用要綱および学校ホームページ運用要領に準じて行うものとする。

- 2 掲載内容は、若木小の学校行事（育友会行事・児童出演の地域行事を含む）の紹介、若木小の季節の様子、学年や食育、保健、図書、育友会からのお知らせとする。
- 3 掲載に当たっては、事実にもとづく内容とし、地域等からの誤解を招く表現はしない。

(個人情報の保護)

第5条 ホームページで情報を発信する際には、児童の個人情報を保護しなければならない。

- 2 個人情報とは、その児童個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号など）やその児童に関する情報（成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態など）を指す。
- 3 原則として児童本人、保護者及び学校長の承諾を得た場合のみ、個人情報を発信することができる。その際、情報を記載する意義と危険性について周知徹底を図らなければならない。
- 4 登録内容について指摘を受けた場合には、速やかに、学校長の指示のもと適切な処置をとらなければならない。

(児童作品の掲載について)

第6条 児童の作文や絵画、児童が作成したホームページの掲載にあたっては、著作権を保護するため、児童本人及び保護者の許可を受けなければならない。

(学校便りなどの掲載について)

第7条 児童や保護者向けの便りを掲載する場合は、著作権を保護しなければならない。

2 児童の写真や名前が原稿にある場合は、個人情報保護のために、原則として削除し掲載するものとする。但し、保護者に連絡し、許諾を受けた内容はこの限りではない。

3 新聞社などの記事がある場合、原則として削除し掲載するものとする。但し、発信元に連絡し、許諾を受けた内容はこの限りではない。

(リンク)

第8条 本校ホームページに対する他からのリンクは、教育目的に関しては原則として自由とするが、メールなどで本校学校長の許可を受けることとする。

2 本校ホームページから他のページへのリンクは、教育目的に十分配慮し設定するものとするが、原則としてメールなどで相手からの許可を受けてから行うこととする。

(変更)

第9条 運用規約変更の必要性が生じた時は、校内における十分な検討を行い、見直しを行うものとする。

(付則)

1 この運用規約は、平成25年4月2日から施行する。